

ひとり親家庭資格取得応援事業実施要綱

第1 目的

ひとり親世帯、特に母子世帯は多くがパートや非正規雇用であり、経済的に厳しい状況にある。経済的な自立には安定した就労が不可欠であることから、正看護学校受験対策講座及び医療事務講座、調剤薬局事務講座、資格取得セミナーを実施することにより、正規雇用に結びつきやすい資格取得や、より条件のよい転職を支援する。

第2 実施主体

実施主体は県とし、企画提案競技により募集・決定した事業者に委託するものとする。

第3 対象者

対象者は、ひとり親世帯の親とする。

第4 事業の内容等

(1) 正看護学校受験対策講座、医療事務講座、調剤薬局事務講座の実施

正看護学校の合格及び医療事務技能審査試験の合格、調剤薬局事務技能認定資格の取得を目指すひとり親を対象に、受験に対応した実践的な講座を開講し、受験対策相談にも応じることで合格を支援する。

なお、正看護学校受験対策講座のカリキュラムは、正看護学校受験コースのみとする。

(2) 資格取得セミナーの開催

就職につながりやすい資格の取得を希望するひとり親を対象に、セミナーを開催する。

第5 関係機関との連携等

事業の実施に当たっては、県は関係機関に広報などへの協力を依頼し、県、市町村、関係機関が十分に連携するものとする。

第6 協議

事業の実施に当たっては、県と委託事業者は常に連絡をとり、事業内容について協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。